自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令

（自転車競技法施行規則の一部改正）

第一条　自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

（小型自動車競走法施行規則の一部改正）

第二条　小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

附　則

この省令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。

○経済産業省令第一号
環境省令

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項第一号の規定に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令

特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号ハ及び同条第二号ハ中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

附　則

この省令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。

○経済産業省
環境省令第二号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一号ハ及び同条第二号ハ中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

附　則

この省令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。

○環境省令第二号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第二号ハ中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

附　則

この省令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一一七一	三浦　三宜	二四、一一、二九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三八一	石丸　幸人	二五、一、八	本人からの申請
一一六六	太期　友里	二五、一、八	本人からの申請
一八三一	中嶋　保紘	二五、一、八	本人からの申請
二六二七	富樫　覚	二五、一、八	本人からの申請
三五八二	松田　範和	二五、一、八	本人からの申請
三六一七	福代　茂	二五、一、八	本人からの申請

○法務省告示第四十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年一月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　神奈川県平塚市四之宮７丁目２番49号
グェン・バン・トゥアン　昭和41年10月17日生
グェン・ニャト・ベト　平成８年10月14日生
グェン・ベト・トリン　平成15年３月31日生

告　示

○政治資金適正化委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四二二五	二五、一、一	長峯　章浩
四二二六	二五、一、一	田中聡一郎
四二二七	二五、一、一	松倉　文夫
四二二八	二五、一、一	中村　龍平
四二二九	二五、一、一	鈴木　俊幸
四二三〇	二五、一、一	藤田　恵介
四二三一	二五、一、一	生井　泰史
四二三二	二五、一、一	金子由里子
四二三三	二五、一、一	玉井　和浩
四二三四	二五、一、一	髙木千賀子
四二三五	二五、一、一	井出　泰介
四二三六	二五、一、一	山口　益功
四二三七	二五、一、一	髙橋　博道
四二三八	二五、一、一	岡田　繁樹

住所　千葉市稲毛区轟町１丁目９番８号
グィン・ファン・ゴック・コア　昭和54年10月11日生
住所　千葉県柏市富里２丁目５番12―504号
許華銘　昭和54年１月７日生
ルー・トウェット・ニー　昭和57年11月14日生
許一笑　平成22年１月16日生
住所　東京都杉並区高円寺南２丁目６番６号
周志健　昭和57年６月15日生
住所　川崎市中原区新丸子町749番地２
蔡佳洋　昭和60年６月２日生